

秋田市バリアフリー基本構想の取組状況について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、平成23年に策定した秋田市バリアフリー基本構想では、「土崎駅周辺地区」、「新屋駅周辺地区」および「市立病院・山王官公庁周辺地区」を重点整備地区に設定し、特定事業を定めることで優先的にバリアフリー化を進めてきました。

また、本市の基本構想では、重点整備地区以外にも包括的に取り組む事項や心のバリアフリーを掲げており、ハード面のほか、ソフト面にわたって、様々な取り組みを行うこととしております。

1 重点整備地区内における特定事業の整備状況について【資料2】

特定事業の実施箇所、実施内容、完了時期等について、地区ごとにまとめている図面が資料2になります。

基本構想に定めた特定事業については、平成30年度ですべて完了しました。

2 特定事業の実施内容について

特定事業の実施内容には、以下のような種類があります。

(1) 段差解消、消融雪設備【道路特定事業】

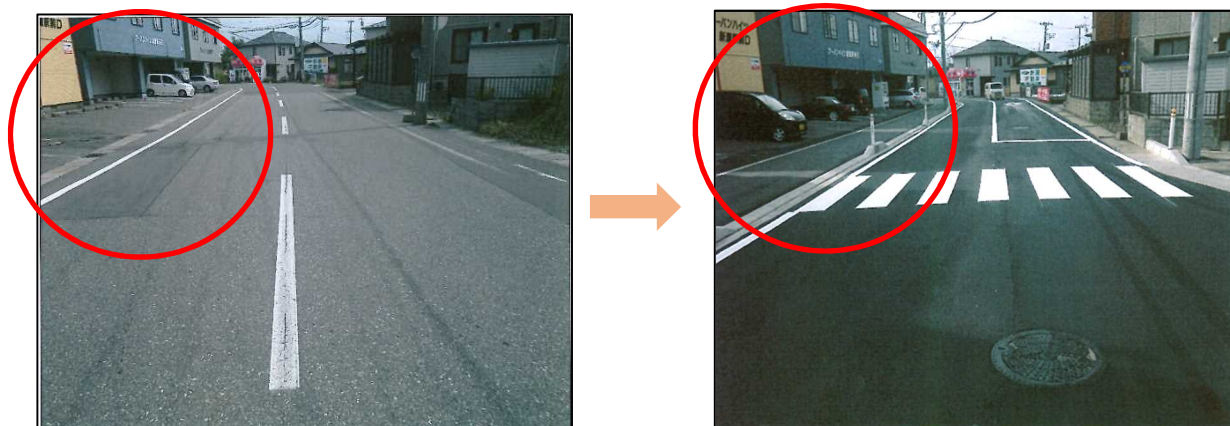
波打ちの発生のおそれがある従来のマウントアップ形式の歩道構造を、波打ちがほとんど生じないセミフラット形式等の歩道構造とします。

また、消融雪設備を整備し、冬季間の歩行環境を改善します。



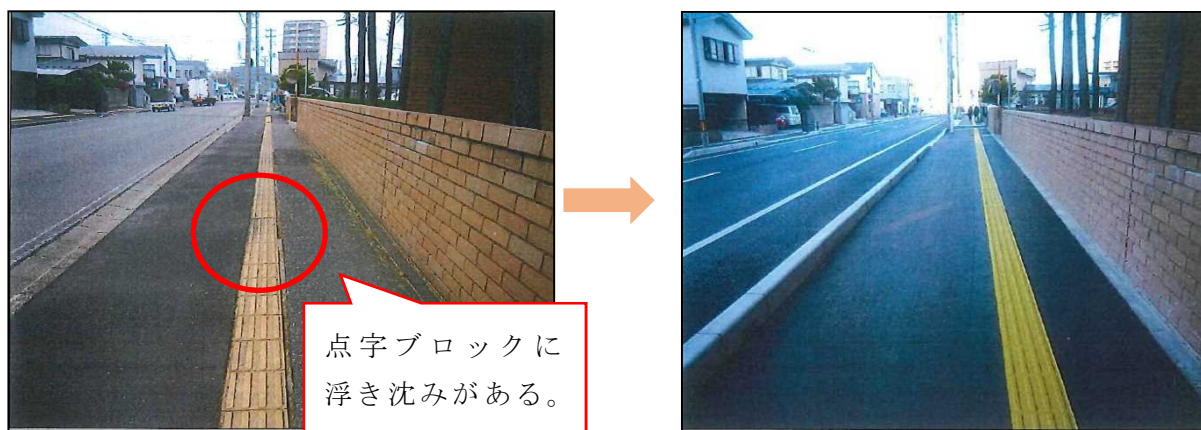
(2) 歩道新設、拡幅【道路特定事業】

十分な幅員が確保されていない歩道の拡幅や歩道の新設を行い、歩行空間を確保します。



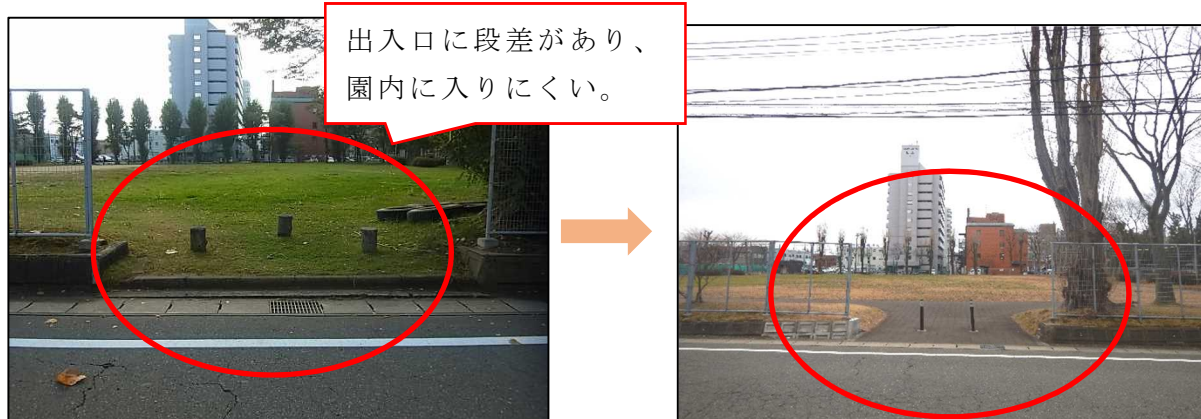
(3) 点字ブロックの設置、交換【道路特定事業】

視覚障がい者の安全性および利便性を向上させるため、点字ブロックの設置、破損した点字ブロックの交換を行います。



(4) 園路、広場整備【都市公園特定事業】

障がい者、高齢者等すべての人が安全で快適に利用できるよう園内の通路の整備、出入口の段差解消等を行います。



(5) トイレ整備【都市公園特定事業】

公園内に車いす利用者も利用できるトイレを整備し、園内の利便性の向上を図ります。



(6) エスコートゾーン設置、音響式信号機改良【交通安全事業】

道路を横断する視覚障がい者の安全性および利便性を向上させるために、エスコートゾーンを設置します。

また、同様に横断歩道の安全性および利便性を向上させるために、音響式信号機へと改良します。



3 包括的に取り組む事項の取組状況について【資料3】

包括的に取り組む事項の現在までの取組状況（予定を含む）をまとめている表、図面が資料3になります。



【バリアフリー教室の様子】

4 多機能トイレおよび駐車場の適正利用に関する周知について

(1) 広報あきたによる周知・啓発

令和2年2月7日号の広報あきたに以下の記事を掲載し、多機能トイレおよび車いす等マークの駐車区画の適正利用に関する周知・啓発に取り組みました。

パラフレリー
教室の様子



市役所からのお知らせ

●文中の「SCI」はサービスセンターの略

一人一人の思いやりで「心のパラフレリー」を

市では、高齢者や障がい者などの自立と社会参加を促すため、施設のパラフレリー化とともに、地域でお互いに協力し合うことができるよう「心のパラフレリー」を推進しています。乗り物で席を譲ったり、扉の開け閉めを手伝ったりするなど、誰もができる小さな気遣いが大切です。ぜひ、ご協力をお願いします。

また、市では、市内の小学4年生を対象にパラフレリー教室を開催しています。今年度は12の小学校で実施しました。

都市計画課 ☎(888)5764

◆多機能トイレの適正利用にご協力ください

公共交通機関や公共施設などに設置されている多機能トイレは、車いすのかたや介助が必要なかたなどが利用するトイレです。一般トイレを利用できるかたは、多機能トイレを長時間利用することを控えるなど、利用マナーの向上にご協力をお願いします。

◆「車いす等マーク」の駐車区画の適正利用にご協力ください

障がい者や要介護者、妊産婦などに利用者証を交付し、駐車区画

の適正利用を図る「障害者等用駐車区画利用制度」を実施しています。みなさんの利用マナー向上にご協力をお願いします。

また、施設管理者のかたは、制度の趣旨をご理解の上、「障害者等用駐車区画」の設置にご協力ください。詳しくは、秋田県地域・家庭福祉課へお問い合わせください。

☎(860)1342

【利用証】



障害者等用駐車区画利用証
(車いす使用者用)

秋田県

車いす使用者用
(青色)



障害者等用駐車区画利用証
(車いす使用者以外用)

秋田県

車いす使用者以外用
(緑色)

(2) 多機能トイレの適正利用に関するポスターの掲示による周知

多機能トイレの利用マナーを向上するための啓発ポスターを引き続き掲示し、周知を図りました。



▲ 市役所本庁舎内

一般トイレを利用できる方が、多機能トイレを長時間利用することは控えましょう!

多機能トイレしか使えない人達がいます。



介助のために両性用で入れ替えが必要

ベビーカーを入れる広さが必要

人工肛門をケアする設備が必要

介助が必要な人

オストメイト(人工肛門保有者)

子供連れ

車椅子使用者

多機能トイレの正しい使い方

思いやりの心を持ってトイレを利用しましょう!

多機能トイレの取りこ

多機能トイレ

多機能トイレは使用中心で、他に使えるトイレがなくで済むようにしています。

トイレ内の換気扇を回してから利用していただくこと、記載されています。

多機能トイレ

多機能トイレは、車いす利用にも男女共用トイレ、いろいろな設備を備えてあり、常にその設備を必要とする方の利用が優先にしています。

国土交通省 総合政策局 安心生活政策課

多機能トイレにある設備は、このように使われています。

オストメイト(人工肛門保有者)

子供連れ

車椅子使用者

多機能トイレの正しい使い方

設備を必要とする、さまざまな方が利用します。

お互いを思いやる心を持って利用しましょう。

発行：国土交通省総合政策局安心生活政策課
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話 03-5253-8111